

平成30年度第2回さいたま市保健福祉局指定管理者審査選定委員会 議事概要

- 1 日 時 平成30年9月28日(金) 13時30分～15時30分
- 2 会 場 議会棟文書保管室
- 3 出席者 (委員) 水谷委員長、木下委員、宮崎委員、青柳委員、清水委員、
町田委員、佐藤委員
(所管課) 高齢福祉課
(事務局) 健康増進課
- 4 欠席者 なし
- 5 諮問内容と答申結果

選考方法案について諮問を受け、次のとおり答申した。

施設名称	施設数	募集方法	指定期間	指定管理者案
植水老人憩いの家外6施設	7	公募	平成31年4月1日～ 平成36年3月31日	◎社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
与野本町老人憩いの家	1	公募	平成31年4月1日～ 平成36年3月31日	◎社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
老人福祉センター仲本荘	1	公募	平成31年4月1日～ 平成36年3月31日	◎社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団

6 議事要旨

施設の指定管理者候補者案選定に当たり、平成30年7月から8月までにかけて指定管理候補者の公募受付を行った結果、各募集区分とも1団体から応募があった。提出された事業計画書等に基づき、応募団体によるプレゼンテーション及び各委員からの質疑を行った後、各施設の指定管理者候補者案を選定した。

(1) 植水老人憩いの家外6施設

【質疑等】

- Q 苦情対策の基本的な考え方、また苦情があった場合の具体的な再発防止はどのようになっているか。
- A 平成29年度については、老人憩いの家に関する苦情はなかった。これまでは、苦情や要望があれば、それを受けて業務改善を図り、事業計画に活かしてきた。また、児童センターや放課後児童クラブの苦情についても、法人で一括してまとめて、全体で共有化を図っている。

Q 苦情があった際の市への報告や連携体制はどのように考えているか。

A 老人憩いの家では平成 29 年度になかったが、苦情が多い児童センターでは苦情があった場合、法人で共有を図り、担当所管課にすぐに連絡の上、決められた様式に基づいて、報告している。

Q 利用者ニーズに対応できる体制として「地域懇談会」があげられているが、その構成メンバーはどのようになっているか。

A 「地域懇談会」というものは老人福祉センターで行っているものであるが、老人憩いの家では「地域懇談会」をステップアップした形で「運営協議会」を統合して実施している。メンバーは、地域に応じて異なるが、民生委員、主任児童委員、子ども会の役員、老人会・青少年育成会・小中学校代表者などのその地域の実情を知っているメンバーで構成されており、意見をいただいている。

Q 三橋老人憩いの家と三橋老人憩いの家分館の人員配置の違いはどのようになっているか。

A 本館と分館は離れているが、分館の館長は、本館の館長が兼務しており、別に配置されているものではない。当分館は、サークル活動のための部屋の貸与を主としているため、シルバー人材センターの職員が常時在中しており、人員配置が他の老人憩いの家と異なる。

Q 収支計画において、平成 31 年度と 32 年度以降の支出の違いがあるが、この収支計画で問題ないか。

A 平成 31 年 10 月以降より消費税が 10%となる見込みであり、31 年度は 10 月以降の 6 か月分を 10%に、32 年度以降は 12 か月分を 10%として計上しているため、当収支計画で問題ないものと考えている。

Q 他の申請者の応募に対して、当申請者が他者と比較して優位と考える点は何か。

A さいたま市内の老人憩いの家を約 30 年間長年運営しているという実績、親善囲碁大会や健康体操事業などの当社が市内の他の老人憩いの家や地域とも連携して実施される自主事業は他者では見られないものと考えている。

Q 老人憩いの家などの老人福祉施設を管理する上での特性をどう考えているか。

A 社会福祉の視点で、高齢者の気持ちに寄り添った形で行う必要があるものと考えている。

Q 放課後児童クラブや児童センターと併設していることの弊害を感じているか。また、弊害を感じていれば、どのように方策を講じる必要があるか。

A 高齢者と児童とのふれあいが必要と考えているが、様々な考え方もつ高齢者がいることも事実で、中にはそういったふれあうことを苦手と感じる利用者もいる。そのため、利用者に児童との交流事業への参加を促すときには、「地域の児童と一緒に育てるため」など、様々な視点で、利用者にふれあうことを押しつけないようバランスを維持しながら、働きかけていくことが必要と考える。

Q 相談事業を老人憩いの家で行った経緯はどういったものか。また、どのような相談が多く、どの程度行っているのか。

A 利用者からの要望があったため、各館で年 1 回程度行うようになった。多い相談は、健康相談に関するものであり、例えば、認知症になったらどうすればよいか、どう予防すればよいかといった相談が多い。

Q スケールメリットを生かした経費の縮減について、古紙回収が障害福祉施設利用者の工賃向上を進めていくとあるが、その経費の縮減とどのような関係はあるのか。

A 古紙回収は有料になってしまうため、古紙を当法人のもつ就労継続支援 B 型の事業所に持ちこみ、そこが処理して収入となるので、老人憩いの家の経費は縮減され、障害者福祉施設利用者の工賃の向上に寄与するといった関係となるので、事業計画書に記載した。

Q レクリエーション関係で、指導にあたって、日本レクリエーション協会の公認の指導員が埼玉県に多くおり、大いに利用してもらいたいと思うが、当協会の指導員を利用しているか。

A 公認の指導員に来てもらって、研修を行っているところ。

(2) 与野本町老人憩いの家

【質疑等】

Q インターネットのホームページを活用しているとのことだが、高齢者にとってはあまり馴染みのないものではないか。他に広報の仕方について、何か工夫しているもの、効果的と考えているものはあるか。

A 現在、主流なのはスマートフォンでホームページを閲覧するものだが、当施設については口コミが最も効果的と考えている。施設で行うイベントを充実させて、それを口コミで広げていけるよう、努めている。広報ももちろん行う必要があるので、月に 1 回、おたよりを発行しているが、字を大きくするなど見栄えを工夫させるといった配慮を行っている。

Q 区分 1 の植水老人憩いの家外 6 施設と比較した地域差や特徴といった違いはあるか。

A 部屋が和室 12 畳と 18 畳、フローリング 12 畳の 3 室あり、他の老人憩いの家と比べて、部屋が広く、一度に大勢の方が利用できる点が特徴である。

Q 当施設の特徴を生かした事業を行う上でのうりや今後展開を考えている事業は何か。

A 一度に大勢の方が利用できるという点で、介護予防教室やヨガ教室といった団体の利用が盛んである。今後も継続できるよう手助けしたいと同時に市の保健センターと連携して歯科や栄養指導などの健康づくりの事業も展開していきたいと考えている。

Q 老人憩いの家では、平成 29 年度に苦情はないということだが、利用者間のトラブルはなかったのか。あった際の対処方法について、マニュアル等に定められているのか。

A 利用者間のトラブルもなかった。また、マニュアルにも特に記載はされていない。だが、実際に発生した際には、双方の意見を聴取し、両方の考えを尊重しながら、解決に向けて働きかけていきたい。

Q 苦情解決責任者とは、館長のことか。また、責任者として必要なスキルはあるのか。

A 苦情解決責任者は館長が行っている。スキルについては、研修を実施の上、常に向上に努めているところ。

(3) 老人福祉センター仲本荘

【質疑等】

Q 施設の設置目的を効果的・効率的に達成するための体制にある、「世代間交流プログラム」の内容は具体的にどういったものか。

A 仲本児童センターとの交流では、卓球・囲碁将棋・昔遊びを年2回程度行っている。参加者は、高齢者が10～15名、児童が10名～40名程度となっている。なお、囲碁将棋に限っては、児童の長期休み中は毎週水曜日に実施している。

また、保育園と交流ということでは、隣接する保育園と「交流折り紙」を行っている。

Q 老人福祉センターと老人憩いの家について、どういった違いで運営しているか。

A 老人憩いの家は、地域の方が自由に來られてその場所を提供するものであることに対し、老人福祉センターは教養・レクリエーション講座を行わなければならないことが前提であるという点で違いがある。さらに、必要な部屋数や事業数といった法的な設置基準も両者で異なっているところである。なお、地域の方が通われるという点では、両者共通であるので、これらを踏まえた運営を行っている。

Q 利用者アンケートは期間を定めたものか通年のものか。また、どういった内容か。

A 期間を定めたものを当法人が一斉に行っている。具体的には、うたごえ広場の回数や環境の要望や改善点、さらには職員への労いの言葉をもらっている。

Q 要望に対して、改善した際の対応はどのようにしているのか。

A 改善内容については、公表している。

Q イベントを開催しているときとしていないときとで、利用人数に明確な差はあるか。

A 大差はないと思われる。だが、高齢者の利用者の中で子どもとの交流に抵抗がある方は利用しなくなる方もいるので、若干、利用者が減ることもある。

Q 当申請者から見て、ライバル社はどれくらいあると考えているか。

A 今回の公募に関して、老人福祉センターや放課後児童クラブなど一括して多種多様な施設を運営しなければならないので、それなりの責任をもった法人でなければ運営できないと考えている。ライバル社が何社あるかはわからないが、何社であっても、これまでの実績と今後もやりとげるといふ熱意をもって企画提案した次第である。

【結果】

委員一人当たりの持ち点が200点であり、本日委員が7名出席なので、満点は1,400点となる。その60%となる840点を獲得しないと候補者として認められない。応募のあった団体である社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団の審査を行った結果、区分1が1,157点、区分2が1,150点、区分3が1,154点となった。

3区分とも基準となる満点の60%である840点を超えているため、候補者資格を満たしている。

なお、応募のあった団体は、現在、当施設を運営している団体であるため、実績評価として、各区分35点の加点を行い、区分1が1,192点、区分2が1,185点、区分3が1,189点となった。

以上の結果、提示された指定管理料は市の積算額を下回っており、指定管理業務に係る経費、運営実績など総合的に優れているという評価のため、保健福祉局指定管理者審査選定委員会として、社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団を候補者案として選定した。

以上